

# 平成29年度 東南アジア諸国における 行政通則法制度に関する調査研究

---

報告書概要

**MRI** 株式会社三菱総合研究所

# 平成29年度 東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究

## 調査の目的・内容

- 東南アジア諸国（ベトナム、タイ、インドネシア、マレーシア、ミャンマー）の現在の行政通則法制度の整備状況を調査し、併せて東南アジア諸国において事業展開する日本企業の直面する課題やニーズを調査・分析した。
- 調査・分析の結果を踏まえて、今後の日本からの協力の方向性を含む政策提言等について取りまとめた。

### 本調査研究の目的

我が国の行政手続法（平成5年法律第88号）や行政不服審査法（平成26年法律第68号）など行政通則法制度に関するアジア諸国に対する情報提供を通じて、これらの諸国における行政の公正性・透明性の向上の検討を進めるための環境整備に協力することにより行政通則法制度の基盤整備（その改善を含む。）に寄与し、将来的には現地における我が国企業の活動の予見性を高め、行政手続の負担を軽減し、その権利利益の保護に資することを旨とするため、本調査研究は、その前提となる基礎的な調査研究を行うことを目的とする。

### 本調査研究の内容

#### 東南アジアの行政通則法制度の整備状況の調査・ 日本企業のニーズ調査

1. 東南アジア諸国の行政通則法制度の比較整理
2. 我が国の経済団体等からの東南アジア諸国への行政手続の効率化・透明化等に関する要望等の分析
3. 日本企業が直面している行政の公正性・透明性に関連する課題の分析
4. 当該課題が生じている背景分析
5. 当該課題の行政通則法制度の基盤整備による解決可能性の評価

#### 現地調査

（行政通則法制度に関する法令の整備や運用についての実態把握）

（今回はベトナムを対象）

1. ベトナム側行政機関等との間で行政通則法制度に関する意見交換
2. ベトナムに進出した日本企業から課題状況・ニーズを直接聴取

出所) 三菱総合研究所

# 平成29年度 東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究・結果

## 行政通則法制度の整備状況

- タイおよびインドネシアでは、行政手続・行政不服審査・行政訴訟に関する通則法はいずれも整備済である。
- ベトナムも、行政不服審査・行政訴訟に関する通則法は整備済であるが、行政手続に関する通則法は法案審議中である。
- 他方、マレーシアおよびミャンマーでは、行政手続・行政不服審査・行政訴訟に関する通則法はいずれも未整備である。

	ベトナム	タイ	インドネシア	マレーシア	ミャンマー
所管する行政機関	• 司法省（行政決定法）	• 首相（行政法）	• 行政・官僚改革省（行政に関する法律） • 内務省	• 該当なし	• 該当なし
行政手続	• 行政決定法（法案審議中） • 一般行政法（法案審議中）	• 行政手続法（1996年制定） • 許認可促進法（2015年制定）	• 行政に関する法律（2014年制定）	• 通則法は存在しない • 個別法に規定あり（所得税法、環境基準法等）	• 通則法は存在しない • 個別法に規定あり（所得税法、投資法等）
情報公開情報提供	• 情報アクセス法（2016年制定、2018年施行予定）	• 情報公開法（1997年制定）	• 行政に関する法律（2014年制定） • 情報公開法（2008年制定）	• 通則法は存在しない • 州レベルでは法令が存在する	• 通則法は存在しない
行政作用	• 行政罰：行政違反処罰法（2012年制定） • 行政調査：監査法（2010年制定） • 行政計画：計画法（2017年制定、2019年施行予定） • 行政契約：個別法に規定あり（入札法、投資法等）	• 行政罰（および行政上の強制執行）・行政調査：行政手続法に規定あり • 行政契約：行政裁判所の設置および行政裁判所の手続に関する法律（1999年制定）に規定あり	• 行政罰（および行政上の義務違反に対する制裁）・行政調査：行政に関する法律（2014年制定）に規定あり • 行政計画：国家開発計画システムに関する法律（2004年制定）に規定あり • 行政契約：個別法に規定あり（国家財政に関する法律等）	• 行政計画：個別法に規定あり（都市および国土計画法等） • 行政契約：行政契約法（1949年制定）、政府手続法（1956年制定）	• 行政罰（および行政上の義務違反に対する制裁）・行政調査：個別法に規定あり（投資法等）
不服審査	• 不服申立法（2011年制定）	• 行政手続法（1996年制定） • 個別法に規定あり（歳入法、建物管理法等）	• 行政に関する法律（2014年制定）	• 通則法は存在しない • 個別法に規定あり（所得税法、建築法等）	• 通則法は存在しない • 個別法に規定あり（所得税法、投資法等）
行政訴訟	• 人民裁判所組織法（2014年制定） • 行政訴訟法（2010年制定、2015年改正・2016年改正法施行）	• 行政裁判所の設置および行政裁判所の手続に関する法律（1999年制定）	• 行政裁判所法（2014年制定） • 税務裁判所に関する法律（2002年制定）	• 通則法は存在しない • 裁判所法（1964年制定）、特定救済法（1950年制定）等に規定あり	• 通則法は存在しない • 命令適用法（2014年制定）に規定あり

出所）三菱総合研究所

# 平成29年度 東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究・結果 意見交換会

- ベトナム司法省およびハノイ法科大学との意見交換会では、日本側参加者から、日本の行政手続法および行政不服審査法の成立経緯や概要を説明した。ベトナム側参加者は、ベトナムにおける行政手続の通則法の未整備が長年の課題と認識しており、日本の行政通則法制度の具体的な内容に関する質問が相次いだ。
- 日本側参加者からは、さらに、ベトナムに進出している日本企業の事業環境上の課題克服のために
  - ①各省庁の法律の見解の統一化およびそれを担保するための省庁横断組織の設置
  - ②ノンアクションレター手続の導入
  - ③省令政令改正の際の理由書（立法趣旨説明書）の公表を要望した。
- ベトナム側参加者からは、今後も継続的に同様の意見交換会を実施するよう期待が示された。



▲ 意見交換会の模様



▲ 意見交換会の参加者による記念撮影

# 平成29年度 東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究・結果 ベトナム進出日本企業ヒアリング

- 医療分野または環境（廃棄物）分野でベトナムに進出した日本企業は、ベトナムの行政手続等の法制度に関して、法令間の矛盾、ガイドラインや審査基準の不備・曖昧さ、担当者毎の要求事項の変化等の法令運用面での課題を認識している。
- ベトナムの行政機関に関しては、職員の人材不足、予算不足、省庁横断的な連携不足による組織上の課題を認識している。
- ベトナムに進出した日本企業の多くが、ベトナムの行政機関における公平性・透明性向上のために、日本政府による支援や取組みに期待している。

医療分野		環境（廃棄物）分野
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 審査基準の曖昧さや、許認可が下りるまでの時間の長さが問題である</li> <li>• 提出書類のフォーマットが決まっておらず、行政機関の担当者によって要求事項が変わる</li> <li>• 許認可取得のためには、現地行政機関との信頼関係構築や外部パートナーの活用が重要である</li> <li>• 行政不服申立、行政訴訟の法制度整備に対するニーズはあるものの、実際に機能するかについては懐疑的に思う</li> </ul>	<p><b>行政手続等の法制度上の課題</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 省令間の法令の矛盾、ガイドラインの不備が問題である</li> <li>• 行政の公平性に課題があり、外資企業に厳しい</li> <li>• 今後の行政機関との良好な関係の構築・維持を考えると、行政不服申立や行政訴訟の制度利用自体が企業にとってリスクとなりうる</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政機関職員のマンパワーや予算が不足している</li> <li>• 行政機関職員の賄賂の問題がみられる場合もある</li> </ul>	<p><b>行政組織上の課題</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政機関の担当者が変わると、法令の運用も変わる</li> <li>• 組織の縦割り意識が強いため、手続で問題が起こった際にどの組織に問い合わせれば良いのか分かりづらい</li> <li>• 組織・部局間の横の連携が一層必要である</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 許認可の審査基準や申請フォーマットの二国間での共通化、資金援助等について期待している</li> <li>• ハード・システム面の整備よりは、現地の公務員の人材育成への支援を強化してほしい</li> </ul>	<p><b>日本政府の取組みに対する期待</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業展開への資金援助等を強化してほしい</li> <li>• 今後も課題に直面した際には、現地の商工会や日本大使館に相談に行くことにしたい</li> </ul>

出所) 三菱総合研究所

# 平成29年度 東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究 政策提言等

- ベトナムに対しては、法案審議中の行政手続に関する通則法制定に向けた支援に加えて、行政機関の人材の能力向上支援、中央政府・地方政府間での人材の能力格差の是正に向けた支援が必要である。
- タイ・インドネシアは行政通則法制度が整備済であるが、日本企業の事業環境改善の生のニーズ把握のために実態調査が必要である。
- マレーシア・ミャンマーには、行政通則法制度が未整備である理由や行政実務上の課題把握・分析のために継続調査が必要である。

	調査・課題分析結果	政策提言等
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政不服審査・行政訴訟に関する通則法は整備済</li> <li>行政手続に関する通則法は法案審議中</li> <li>行政組織による法令の適切な運用・執行に課題あり</li> <li>多くの日本企業が行政の公平性・透明性の改善向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続に関する通則法制定に向けた支援</li> <li>行政機関の人材の能力向上支援 (例:日本の法律専門家や行政機関職員の派遣、現地行政機関関係者の招聘・研修機会の提供等)</li> <li>中央政府・地方政府間での人材の能力格差の是正に向けた支援 (例:日本の中央政府・地方政府間の人事交流制度等の紹介等)</li> </ul>
タイ インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>両国ともに行政手続・行政不服審査・行政訴訟に関する通則法は整備済</li> <li>両国ともに行政組織による法令の適切な運用・執行に課題あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>両国に関する具体的な政策提言のためには、<b>日本企業の事業環境改善に関する生のニーズ、現地での法令の運用・執行上の現状や課題を把握するための実態調査が必要</b></li> </ul>
マレーシア ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> <li>両国ともに行政手続・行政不服審査・行政訴訟に関する通則法は未整備</li> <li>マレーシアでは個別法・判例解釈により行政実務上の課題を処理している可能性がある</li> <li>ミャンマーでは行政法研究が進まず行政法概念の理解自体が不十分の可能性ある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マレーシアに関する具体的な政策提言のためには、<b>行政実務上の課題の処理状況を把握するための実態調査が必要</b></li> <li>ミャンマーに関する具体的な政策提言のためには、<b>行政手続・行政不服審査・行政訴訟に関する課題分析やニーズ把握のための継続的な調査が必要</b></li> </ul>

出所) 三菱総合研究所



株式会社三菱総合研究所